

四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月6日

四日市市長 田中 俊行

四日市市条例第38号

四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を改正する条例

第1条 四日市市戸籍関係等手数料条例（平成12年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   |     |      |    |
|---|-----|------|----|
| 別表（第2条）   |     |      |    |
| 種別  | 単位  | 金額   | 備考 |
| (略)   |     |      |    |
| 住民基本台帳法の規定に基づく住民基本台帳カードの交付  | (略) |      |    |
| <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記領域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）</u> | 1件  | 500円 |    |
| 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づく埋火葬に関する証明   | (略) |      |    |
| (略)   |     |      |    |

改正前

別表 (第2条)

| 種別  | 単位  | 金額 | 備考 |
|---|-----|----|----|
| (略)                                       |     |    |    |
| 住民基本台帳法の規定に基づく住民基本台帳カードの交付                | (略) |    |    |
| 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の規定に基づく埋火葬に関する証明 | (略) |    |    |
| (略)                                       |     |    |    |

第2条 四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後

別表 (第2条)

| 種別  | 単位  | 金額   | 備考 |
|---|-----|------|----|
| (略)   |     |      |    |
| <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付(追記領域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。)</u> | 1件  | 800円 |    |
| 番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付(追記領域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納し  | (略) |      |    |

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| た場合又は国外転出により返納した<br>た場合の再交付を除く。) |  |
| (略)                              |  |

| 改正前  |           |             |    |
|--|-----------|-------------|----|
| 別表 (第2条)   |           |             |    |
| 種別   | 単位        | 金額          | 備考 |
| (略)  |           |             |    |
| <u>住民基本台帳法の規定に基づく住<br/>民基本台帳カードの交付</u>   | <u>1件</u> | <u>500円</u> |    |
| <u>行政手続における特定の個人を識<br/>別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<br/>第7条第1項に規定する通知カー<br/>ドの再交付（追記領域の余白がなく<br/>なった場合、個人番号若しくは住民<br/>票コード変更により返納した場合<br/>又は国外転出により返納した場合<br/>の再交付を除く。）</u> | (略)       |             |    |
| (略)  |           |             |    |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条は平成28年1月1日から施行する。

(市民文化部市民課)